

つがる西北五広域連合病院事業臨時的任用職員管理規程

平成 24 年 3 月 30 日

病院事業管理規程 第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、病院運営部及びつがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例（平成 22 年つがる西北五広域連合条例第 4 号）第 1 条第 3 項に規定する各病院に従事する地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 17 条第 1 項の規定により期限付で任用する非常勤職員又は同法第 22 条第 5 項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により臨時的に任用する職員（以下「臨時職員」という。）の任用、給与その他身分の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 つがる西北五広域連合臨時任用職員管理規程（平成 24 年つがる西北五広域連合訓令第 2 号。以下「広域連合臨時職員管理規程」という。）第 2 条から第 18 条（ただし、第 10 条を除く。）までの規定は、病院事業臨時的任用職員の管理について準用する。この場合において、「広域連合長」とあるのは「病院事業の管理者」と、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替える。

第 9 条第 1 項	つがる西北五広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 11 年つがる西北五広域連合条例第 9 号。以下「勤務時間等条例」という。）で準用する五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年五所川原市条例第 34 号。以下「五所川原市勤務時間等条例」という。）第 2 条から第 9 条の 2 条	つがる西北五広域連合病院事業職員就業規程（平成 24 年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第 13 号。以下「就業規程」という。）第 17 条から第 23 条
第 11 条第 1 項	勤務時間等条例で準用する五所川原市勤務時間等条例第 17 条第 1 項	就業規程第 39 条第 1 項
第 12 条	五所川原市職員服務規程（平成 17 年五所川原市訓令第 14 号）の規定を準用する	就業規程の定めるところによる
第 16 条	五所川原市職員安全衛生管理規程（平成 17 年五所川原市訓令第 15 号）の規定を準用する	つがる西北五広域連合病院事業職員安全衛生管理規程（平成 24 年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第 16 号）の定めるところによる。

(休暇)

第 3 条 広域連合臨時職員管理規程第 10 条の規定にかかわらず、臨時職員（非常勤職員のうちその任用予定期間が 15 日未満の職に任用される者を除く。）の有給休暇及び無給休暇の種類及び期間はそれぞれ別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

2 休暇の届出、願出、承認及び整理については、広域連合臨時職員管理規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 1 0 条関係)

有給休暇の種類	説明及び期間
年次休暇	任用月数 1 箇月（任用の開始又は終了が、月の初日又は末日でない場合で、任用期間が15日以上の場合も 1 箇月とする。）につき 1 日とする。
結婚休暇	五所川原市勤務時間等規則第28条第 1 項第 5 号の例による。
育児休暇	五所川原市勤務時間等規則第28条第 1 項第 8 号の例による。
服忌休暇	五所川原市勤務時間等規則第28条第 1 項第13号の例による。
祭日休暇	五所川原市勤務時間等規則第28条第 1 項第14号の例による。
生理休暇	五所川原市勤務時間等規則第27条第 4 号の例による。
子の看護休暇	五所川原市勤務時間等規則第28条第 1 項第19号の例による。
夏季休暇	臨時職員の夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 1 暦年の 7 月から 9 月までの期間内における、週休日、五所川原市勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する 2 日の範囲内の期間

備考

- 1 年次休暇の単位は、期限付臨時職員にあっては 1 日、半日又は 1 時間とし、非常勤職員にあっては 1 日又は 1 時間とする。
- 2 年次休暇を除くその他の休暇の日数中には、週休日及び休日を含むものとする。
- 3 臨時職員がこの表に定める年次休暇の日数のうち、残日数があり、かつ、当該臨時職員の任用期間が更新された場合は、更新後の任用期間において残日数を年次休暇として受けることができる。ただし、繰り越された残日数は、再度繰り越すことができない。

別表 2 (第 1 0 条関係)

無給休暇の種類	説明及び期間
病気休暇	就業規程第 3 7 条第 2 号の例による。
出産休暇	就業規程第 3 8 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の例による。